平成２８年（フ）第１５９７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目17番５号Ｉ・Ｍやよい坂104号
債務者　堀江　宜弘
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３５５号
大阪市浪速区稲荷２丁目１番23―1118号、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋２丁目３番44号
債務者　譽田　浩史
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１４号
大阪市生野区新今里６丁目８番４号　ＧＳ新今里　304
債務者　岡田　良一
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２３号
大阪市浪速区大国１丁目12番21―305号
債務者　古賀　綾香
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３６号
大阪市東成区大今里南５丁目10番６号　レネスト新深江　203号
債務者　髙村　真美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０号
栃木県日光市倉ケ崎125番地　レモンハイツ103、前住所栃木県日光市倉ケ崎1097番地３
債務者　川田　恒夫
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９７号
岡山市南区当新田190番地１
債務者　尾﨑修一郎
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０４号
岡山市東区西大寺上２丁目５番36号コーポ光６号室、旧住所岡山市東区西大寺新地484番地２コーポ赤枝Ｂ202
債務者　藤原　　敬
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
沖縄県沖縄市中央３丁目24番17号　トーマスマンションシャトレ中央201
債務者　玉那覇幸正
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０２１号
東京都八王子市散田町３丁目15番23号松本ビル401号
債務者　鳥羽　広明
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９１号
静岡市葵区東千代田２丁目３番14―203号、旧住所静岡県焼津市西小川１丁目６番地の７第二村松住宅12
債務者　太田　直子（旧姓梶田）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２９号
静岡市駿河区小鹿694番地　ジョーハウス103号
債務者　加藤　眞一
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７３号
静岡市葵区西ヶ谷187番地の６
債務者　千葉　隆二
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１９１号
横浜市緑区北八朔町1898番地３
債務者　新井　浩介
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
栃木県足利市葉鹿町１丁目23番地８　石井アパートＡ―１
債務者　川田　純矢
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部